

改正

平成20年9月26日教育委員会規則第7号
平成28年3月23日教育委員会規則第1号
令和元年11月29日教育委員会規則第4号
令和2年5月26日教育委員会規則第6号
令和3年9月30日教育委員会規則第6号
令和4年9月30日教育委員会規則第3号
令和5年12月27日教育委員会規則第8号

浜田市立幼稚園管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、浜田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理及び運営に関する基本的事項を定めるものとする。

(保育年限)

第2条 幼稚園の保育年限は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	対象となる幼児の年齢	保育年限
1年保育課程	満5歳	1年
2年保育課程	満4歳	2年
3年保育課程	満3歳	3年

(学年及び学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第4条 保育を行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(7) その他浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める日

2 園長は、前項に定めるもののほか、教育上必要があると認めるとき又は特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日の期間又は日数を変更することができる。

(教育課程)

第5条 園長は、幼稚園教育要領並びに島根県教育委員会及び教育委員会の定める基準により、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する

ものとする。

(教育時間数)

第6条 教育時間数は、1日当たり4時間を標準とし、幼児の健康状態、生活状況及び季節等を考慮して、園長がこれを定める。

(学級編制)

第7条 幼稚園の定員及び学級数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定員 60人

(2) 学級数 3学級

2 幼稚園の学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制し、1学級当たりの定員は、20人とする。ただし、学年の初めの日において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる幼児を1学級に編制するものとする。

(1) 満5歳及び満4歳の幼児の合計人数が20人以下のとき。

(2) 満5歳、満4歳及び満3歳の幼児の合計人数が10人以下のとき。

(幼児通級教室)

第8条 幼稚園に幼児通級教室を置き、通級指導（発達に個別の課題がみられる幼児に対して課題の改善及び克服を図るため、個別に行う指導をいう。）を行う。

(職員等)

第9条 幼稚園には、園長、教頭、教諭、園医、園歯科医及び園薬剤師を置くものとする。

2 幼稚園には、前項に定めるもののほか、必要に応じて用務員その他必要な職員を置くことができる。

3 前2項に規定する職員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどり、並びに園長に事故があるとき若しくは園長が欠けたとき又は園長が不在のときにその職務を代理する。

(3) 教諭は、幼児の保育をつかさどる。

(4) 園医、園歯科医及び園薬剤師は、幼稚園における健康管理に関する専門的事項及びその指導に従事する。

(5) 前各号に掲げる職員以外の職員は、園長の指定する業務に従事する。

(入園)

第10条 幼稚園に入園できる者は、市内に居住している者であって、1年保育課程については小学校就学前1箇年の年齢に該当するもの、2年保育課程については小学校就学前2箇年の年齢に該当するもの、3年保育課程については小学校就学前3箇年の年齢に該当するものとする。

2 幼児の入園を希望する者（以下「申請者」という。）は、入園申込書（様式第1号）を園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申込みに係る幼児の身体検査の結果その他の事項を考慮して、入園の可否を決定し、入園許可（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、年度途中で転入園を希望する者があるときは、保育の状況等を考慮して、転入園を許可することができる。

(退園及び休園)

第11条 幼稚園に入園している幼児（以下「園児」という。）の保護者は、当該園児を退園させようとするときは、その旨を園長に届け出なければならない。

- 2 園児のうち、30日以上引き続いて出席することができないものは、保護者の届出によって休園することができる。
- 3 園長は、園児の健康等の理由で必要と認めるときは、保護者と相談の上、当該園児を出席停止とし、又は退園させることができる。
- 4 園長は、退園し、又は休園しようとする者があるときは、その旨を教育委員会に報告するものとする。

(卒園証書)

第12条 園長は、保育課程に所定の期間在園し、所定の教育を修了したと認めた園児に対し、卒園証書(様式第3号)を授与しなければならない。

(預かり保育)

第13条 預かり保育(浜田市立幼稚園条例(平成17年浜田市条例第91号)第5条に規定する預かり保育をいう。以下同じ。)の実施日及び実施時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、園長は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

実施日	実施時間
休業日以外の日	午後2時から午後4時まで
夏季休業日(休日並びに日曜日及び土曜日を除く。)	午前9時から正午まで

- 2 預かり保育の利用を希望する保護者(以下「申込者」という。)は、預かり保育申込書(様式第4号)を、園長を経由して教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項に規定する申込みがあったときは、利用の可否を決定し、預かり保育利用決定(却下)通知書(様式第5号)により申込者に通知するものとする。

(園内規程)

第14条 園長は、幼稚園の運営について必要な規程を定めることができる。

(準用)

第15条 この規則に定めるもののほか、幼稚園の管理及び運営に関し必要な事項については、浜田市立小中学校管理規則(平成17年浜田市教育委員会規則第13号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜田市立幼稚園管理規則(平成14年浜田市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和2年度における夏季休業日の特例)

- 3 令和2年度における夏季休業日については、第4条第1項第4号中「7月21日」とあるのは、「8月1日」と読み替えて同号の規定を適用する。

附 則(平成20年9月26日教委規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日教委規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月26日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月30日教委規則第6号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日教委規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月27日教委規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。